

令和4年度 学校いじめ防止基本方針

盛岡市立生出小学校

1 学校いじめ防止基本方針の策定

生出小学校は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年度法律第71号）及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「岩手県いじめ防止対策推進基本方針」及び「盛岡市いじめ防止等のための基本的な方針」（平成26年9月）に基づき、本校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。 【「いじめ防止対策推進法」より】

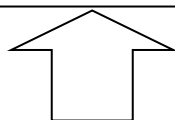
(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめの早期発見・早期解決等いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象にいじめの未然防止・早期発見・早期対応(解決)に取り組む

3 本校のいじめ基本方針

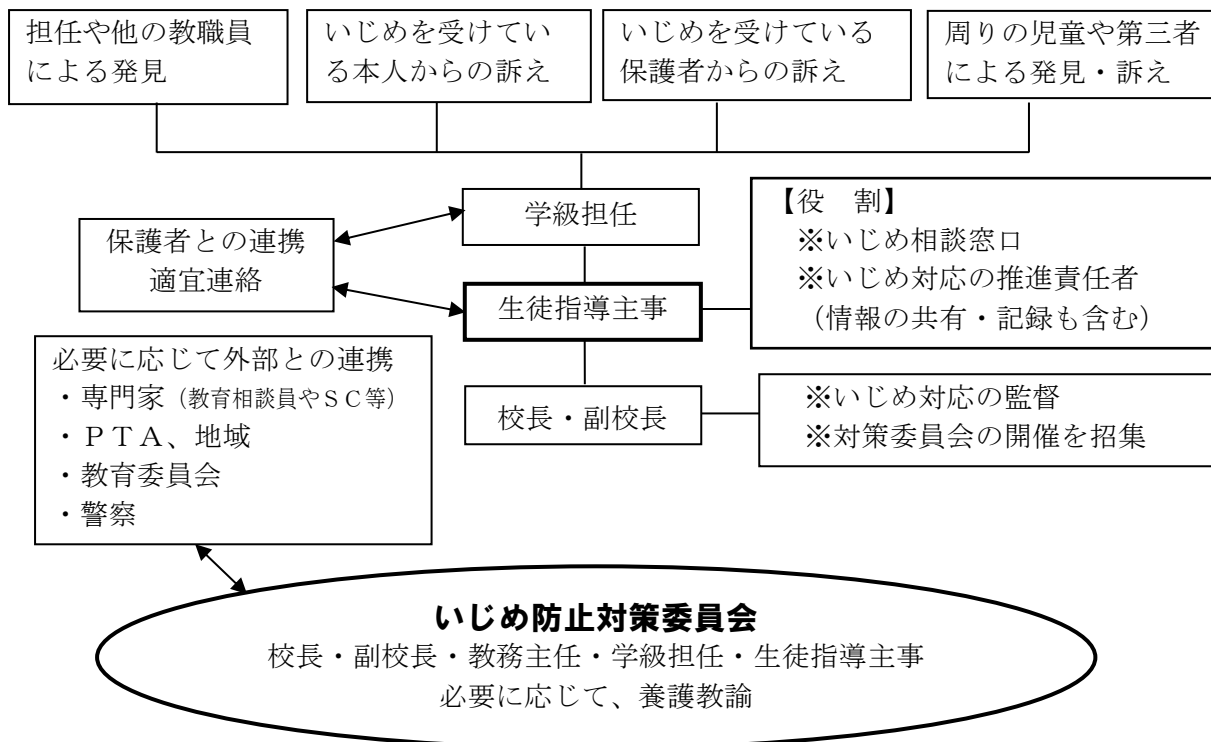
【目指す学校の姿】 『1』を大切にする教育

- 「一人一人の尊重」：よさに着目した児童理解と支援
- 「一人一人の学びの充実」：分かる」授業づくり・個に応じた指導
- 「一」からの積み上げ：新たな教育活動の積み上げ



いじめの未然防止	いじめの早期発見	いじめの早期対応
<ol style="list-style-type: none">1 学級経営の充実2 児童会活動の充実3 道徳教育の充実4 相談体制の整備5 情報モラル学習6 校区・地域連携	<ol style="list-style-type: none">1 保護者や地域、関係機関との連携2 職員の情報共有3 アンケートの実施（いじめアンケート）4 日常観察（児童と遊ぶ、対話）	<ol style="list-style-type: none">1 正確な実態把握2 指導体制，方針決定（組織図参照）3 いじめ解消に向けた取組4 解消後の経過観察5 継続指導6 再発防止活動

4 いじめ認知から対応の組織図



【取組の目安】

- ※ いじめ認知をしたら、即日、いじめ対応を進める。
- ※ いじめ解決に向けて一週間～一ヶ月で取り組む。(期間は事案による)
- ※ いじめ解消の目安の三ヶ月間見守る。保護者・本人にも聞き取りを行う。

5 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- (1) 生徒指導委員会
校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭で構成し、必要に応じて関係職員を加える。
- (2) 教職員研修
全ての教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に取り組める資質能力を身につけるよう、テーマについて全職員で共通理解を図り、よりよい指導法等を研修する。(夏季休業中を利用し開催)
- (3) 職員会議での情報交換と共通理解
職員会議で、配慮を要する児童についての現状や指導方針等の情報交換や共通理解を図る。
- (4) ケース会議
該当学年や関わりのある職員をまじえての指導方針を検討する。場合によっては、盛岡市教育相談員を招いて指導の方向性を検討する。

6 いじめ未然防止の取組

(1) 学級経営の充実

心の居場所と「絆づくり」

- ①児童一人一人に目を向けた教室経営
 - ・児童一人一人のよさ認め、学級全体に広げる学級経営。
 - ・日記や対話等による児童一人一人の理解と対応。
- ②「分かる」授業の実践
 - ・個に応じた指導を充実させる。
 - ・児童一人一人が成就感や充実感を持てる授業の実践に努める。
- ③所属感のある学級づくり
 - ・学級組織の中での活躍や役割を果たす中での認め合い。
 - ・学級や学校が児童の心の居場所となるように配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。

(2) 児童会活動の充実

- ①話し合いを通した「明るく楽しい学校づくり」
 - ・一人一人の願いや思いを活動に取り入れていく。
 - ・問題点や困っていることなどを取り上げ、解決方法を話し合っていく。
- ②言葉を大切にしたい人間関係づくり
 - ・「元気な返事・明るいあいさつ」の意識を高めていく。
 - ・人と人との関わりの中で、行動化を図る。
- ③「一年生を迎える会」「七夕フェスティバル」「六年生を送る会」等、児童会行事への主体的な取組
 - ・企画・運営・進行等が自主的活動となるよう、支援する。
 - ・異学年交流においても協力し活動できる態度を育てる。

(3) 道徳教育の充実

- ①道徳の授業を通して、自己肯定感を高める。
- ②すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(4) 相談体制の整備

- ①学級担任のみならず養護教諭、スクールカウンセラーなどが連携し、教育相談を行い児童一人一人の理解に努め、いじめの対応に当たる。
- ②いじめアンケート・相談ボックス等により、児童の訴えの把握に努める。

(5) インターネット等を通じて行われるいじめへの対策

- ①携帯電話やスマートフォンの使い方やインターネットについて「情報モラル学習会」を行う。
- ②保護者にも情報モラルの啓蒙を図り、家族で話し合える環境を作っていく。

(6) 学校相互間や地域との連携協力体制の整備

- ①中学校や児童館との情報交換を行う。
- ②地区役員やスクールガードなどとの連携を密にし、学校外での情報収集や指導の統一を図る。
- ③いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、面談等の機会に情報交換を行う
- ④学校いじめ基本方針を校報等に掲載し、学校やPTAの各種会議等がいじめの実態や方針についての説明を行う。

7 いじめの早期発見のための取組

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携
 - ・児童・保護者・学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- (2) 「いじめアンケート」の実施
 - ・年2回（6月・11月）に実施する。
 - ・アンケートを基に、一人一人の児童の現状や思いを把握する。
- (3) 「心とからだの健康観察」の活用
 - ・アンケート実施後、過ストレス児童との個別面談を行う。
 - ・心のサポート授業をとおして、児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。
- (4) 日記や普段の対話の中での把握
 - ・休み時間や放課後等の児童の様子に目を配ったり対話したりする中で、児童の悩み等を把握する。
 - ・日記の内容などから、児童の現状や悩み等を把握する。

8 いじめに対する早期対応のための取組

- (1) 「いじめアンケート」の結果を学級ごとにまとめ、校長に報告し回覧をする。
- (2) 「いじめアンケート」の結果からいじめが認められた場合は、関係の児童に指導する。いじめを受けた児童が心身的に悩んでいる場合は、以下（3）以降の対応をしていく。
- (3) 児童や保護者からいじめに関する相談を受けた場合、速やかに校長・副校長・生徒指導主事に報告し、事実の有無を確認する。相談には、迅速かつ誠実な対応に努める。
- (4) 事実確認をしっかりとした後に生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- (5) 協議の結果、関係職員の役割分担等必要に応じて、盛岡市教育委員会、教育相談員など関係諸機関と連携し、課題解決に努める。
- (6) いじめの停止・再発防止をするため、いじめを受けた児童と保護者に対する支援といじめを行った児童と保護者への助言を継続的に行う。
- (7) いじめを受けた児童が精神的に不安定になっている場合は、少しでも安心して学習が受けられるよう、保護者の了解を得て、一定期間別室等において学習を行うことも考えられる。
- (8) 事実にかかわる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (9) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携し対処する。

9 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
 - ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
 - ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。
【「いじめ防止対策推進法」より】
- (2) 重大事態への対処
 - ①重大事態発生の旨を市教育委員会に速やかに報告する。
 - ②教育委員会の指導のもと、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③上記組織を中心として、調査を実施したり関係諸機関と連携をとったりする。
 - ④関係保護者に対して、事実関係等必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤解決に向けて長期化することも考えられる。教育委員会の指導のもと、いじめを受けた児童保護者の立場に立って、誠実に対処していく。

10 学校評価

学校評価の中に、いじめ防止などのための項目を入れ評価することにより、いじめ防止対策の充実を図る。

11 いじめ相談電話

- ◎ ふれあい電話（総合教育センター）・・・0198-27-2331
- ◎ いのちの電話・・・・・・・・・・・・・・019-654-7575
- ◎ 全国共通24時間子どもSOSダイヤル・・・0120-0-78310

12 年間指導計画

月	項目	内容
4	・いじめ防止取り組み計画と組織	・年間取り組み計画、研修計画 ・児童理解
5	・相談ボックス ・地区懇談会事前アンケート	・相談ボックスの役割や使い方の説明 ・児童理解
6	・いじめ防止週間 ・いじめアンケート ・教育相談	・アンケート集計と分析 ・全校朝会での講話 ・いじめや人権に関わる道徳授業
7	・保護者面談	・児童理解
8	・現職教育	・児童理解に関する研修
9	・心とからだのけんこうかんさつ	・心のサポート授業等をとおして、セルフケアとストレスマネジメントの力を高める
10	・いじめアンケート	・児童理解
11	・いじめ防止週間 ・教育相談	・アンケート集計と分析 ・全校朝会での講話 ・いじめや人権に関わる道徳授業
12	・保護者面談	・児童理解
1		・児童理解
2	・学校経営反省(自己評価・学校関係者評価)	・児童理解 ・アンケート集計と分析
3	・次年度計画	・来年度への課題解決策